

<p>岡山県 神社庁</p> <h1 style="font-size: 4em;">報 廳</h1>	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会</p> <p>〒730-0522 岡山市中区奥町3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 IP電話 050-3604-4359 http://www.okayama-jincho.or.jp/</p>	 <p>遷宮で結ぶ人の輪心の輪 第六十二回神宮式年遷宮</p>
---	--	--



八幡和氣神社 (赤磐市佐古)

謹賀新年

皇紀二六七二年壬辰歳

岡山県神社庁

庁長 笹井和男
副庁長 河本貞紀
副庁長 新庄正安
理事 井上亮二
佐々木博嗣
戸部廣治
藤山知之徳
岡部正雄
市村一行
三垣正利
若林一
上月良典
上田浩正
監事 伏見正

協議員会議長

岡山県神社総代会
会長 松田堯

【事務局】

参事 瀧本文典
主事 岡本好範
主事補 河田晴彦
録事 清水美代子
録事 見垣佳子

支部の再編成に協力を

年頭のご挨拶



岡山県神社庁庁長

笹井 和男

平成二十四年の輝かしい新春を迎え皆様方のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のお慶びを申し上げます。

昨年の三月に発生しました東日本大震災また台風の被害で、被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

全国民が総氏神と仰ぐ伊勢の神宮におかれましても、式年遷宮に向け準備が着々と進み、三月には御聖地での立柱祭、上棟祭が執り行われます。

いよいよ、これからは目に見える工事が目前に現れてくることと思います。

募財活動につきましましては、皆様方のご尽力、ご協力によりまして予定を上回る成果をあげ得ましたこと、有り難く厚く御礼を申し上げます。

さて、神社庁の支部のあり方につきまして、皆様方にご相談させて頂いておりますが、ご存じのように神社をとりまく環境は大変厳しいものがございます。

先般内閣府から示されました三十年後の日本で、住民が0になる地域が北海道の六十%、中国四国地区が三十〜四十%という発表がありました。この事からも地域の見直し、検討を加えていかなければなりません。

そうしたことも踏まえて、支部の再編という問題を提起させて頂いております。

皆様方のご協力、ご助言を賜ればと思っております。

本年が皆様方にとりまして佳き年でありますように心から祈念申し上げます、新年のご挨拶と致します。

平成二十二年 決算を承認

(平成二十三年臨時協議員会)

十一月七日午後三時から神社庁講堂において、平成二十三年臨時協議員会が開催された。

開式行事、庁長挨拶の後、伏見議長が登壇し、議事が審議された。

支部再編成の経過報告

予てから総務委員会、支部長会、支部長懇話会等において議論されてきた経緯を報告。予定では今回の臨時協議員会にて議案上程をする予定であったが、総代会への説明不足もあり、今後、県総代会、支部長会を開催し同意の上、改めて協議員会に上程する。

議案第一号 『平成二十二年岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算』

議案第二号 『平成二十二年岡山県神社庁別途会計収支決算』

議案第三号 『平成二十二年岡山県神社庁事業会計決算』

議案第四号 『岡山県神社庁財産目録』

右記四議案は一括上程され、次の質疑が行われ、議案は全て全会一致で可決された。

(問) 災害見舞金積立会計から茅部神社へ三〇万円支出されているが、どのような災害だったのか。

(答) 今年の大雪により、幣拝殿が破損し、本殿が傾斜したものの。被害額約三千万円。

議案第五号 『平成二十三年度岡山県神社庁歳入歳出補正予算案』

給料及び福利厚生費を昇給により、九八万円増額。西川文庫に係わる移動経費一三万円増額。神社庁の土地取得に係わる鑑定費二一万円計上。世界連邦全国大会開催により二〇万円計上。全会一致で可決承認された。

議案第八号 『土地取得案』

現庁舎の所在地について当庁が自己所有できるように以前から岡山県護國神社に申し入れていたところ、売却に前向きな回答が得られたので、次の条件で土地を取得し基本財産とする。

記

所在 岡山市中区奥市三一二(地番 中区奥市一三〇一番一)
面積 九、二五九平方メートル(公簿面積)の内一、〇五一・八二平方メ

トル

登記地目 雑種地

所有者 岡山県護國神社

評価額 四千四百六十万円(山陽鑑定コンサルタンツ鑑定)

売買額 三千八百九十万円(岡山県護國神社との折衝による確定額)

支出方法 岡山県神社庁舎管理資金積立金から全額支出する。残高八千二百

二十二万六千七百三十五円

(問) このような大きな問題をいきなり本会上程する前に、支部長会等で説明する時間的猶予はなかったのか。役員会に取得の意向はあったのか。経緯を説明願いたい。

(答) 神社庁舎建設当時の役員会には、神社庁の土地は法人永続の基根となるもので、より安定的な法人運営を行うために必要であるとの認識があった。この話は、昨年春頃に一度あったが、立ち消えとなっていた。今夏に再び話が持ち上がったために、時間的な余裕がなく本会上程となった。

(問) 岡山県神社庁舎管理資金積立金から支出するとの事であるが、今後庁舎を維持管理していく上でのメンテナンス費はどのように考えているのか。

(答) 神社庁では五十万円を超える修理の支出については、庁舎管理資金積立金から支出する事になっており、今後数十年後に大幅な修理を行うことを想定した金額は約二千二百万円である。
以上の質問があり、全会一致で可決された。

平成22年度	
岡山県神社庁	
一般会計歳入歳出決算書	
(平成22年7月1日～平成23年6月30日)	
歳入総額	138,313,268円
歳出総額	119,770,604円
差引残高	18,542,664円

歳入の部 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 神饌及幣帛料	920,000	938,300	△18,300
1 本 庁 幣	620,000	624,200	△4,200
2 神 饌 及 初 穂 料	300,000	314,100	△14,100
II 財 産 収 入	30,000	13,661	16,339
III 負 担 金	36,920,000	36,882,830	37,170
1 神 社 負 担 金	25,844,000	25,817,480	26,520
2 神 職 負 担 金	9,230,000	9,221,260	8,740
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,844,090	1,910
IV 交 付 金	67,280,000	67,220,600	59,400
1 本 庁 交 付 金	1,500,000	1,446,600	53,400
2 神宮神徳宣揚費交付金	65,500,000	65,500,000	0
3 本 庁 補 助 金	280,000	274,000	6,000
V 寄 付 金	3,000,000	2,970,000	30,000
1 神 社 特 別 寄 贈 金	3,000,000	2,970,000	30,000
VI 諸 収 入	2,480,000	2,783,552	△303,552
1 表 彰 金	50,000	50,000	0
2 預 金 利 子	30,000	6,026	23,974
3 申 請 料 ・ 任 命 料	2,000,000	2,327,000	△327,000
4 雑 収 入	400,000	400,526	△526
VII 繰 入 金	4,110,000	4,110,000	0
当 期 歳 入 合 計	114,740,000	114,918,943	△178,943
前 期 繰 越 金	20,000,000 (23,394,325)	23,394,325	△3,394,325 (0)
歳 入 合 計	134,740,000 (138,134,325)	138,313,268	△3,573,268 (△178,943)

歳出の部 (単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 幣 帛 料	2,760,000	2,529,000	231,000
1 本 庁 幣	2,260,000	2,119,000	141,000
2 神 社 庁 幣	500,000	410,000	90,000
II 神 事 費	400,000	350,465	49,535
III 事 務 局 費	38,390,000 (39,575,000)	36,624,799	1,765,201 (2,950,201)
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	1,600,000	1,197,042	402,958
(1 各 種 表 彰 費)	600,000	468,000	132,000
(2 慶 弔 費)	1,000,000	729,042	270,958
2 会 議 費	350,000	130,082	219,918
3 役 員 関 係 費	1,500,000	1,400,000	100,000
(1 役 員 報 酬)	1,280,000	1,280,000	0
(2 視 察 研 修 費)	100,000	0	100,000
(3 地 区 会 議 関 係 費)	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	24,300,000	22,744,230	1,555,770
(1 給 料)	13,000,000	12,912,000	88,000
(2 諸 手 当)	8,200,000	6,671,063	1,528,937
(3 各 種 保 険 料)	3,000,000	3,071,548	△71,548
(4 職 員 厚 生 費)	100,000	89,619	10,381
5 庁 費	5,640,000 (6,825,000)	5,753,646	△113,646 (1,071,354)
(1 備 品 費)	520,000	503,805	16,195

科 目	予算額	決算額	差異
(2 図 書 印 刷 費)	650,000 (1,475,000)	1,234,485	△584,485 (240,515)
(3 消 耗 品 費)	1,400,000	1,224,325	175,675
(4 水 道 光 熱 費)	1,200,000	1,189,799	10,201
(5 通 信 運 搬 費)	1,000,000	963,480	36,520
(6 雑 費)	870,000 (1,230,000)	637,752	232,248 (592,248)
6 交 際 費	1,200,000	2,209,599	△1,009,599
7 旅 費	2,800,000	2,662,660	137,340
8 維 持 管 理 費	1,000,000	527,540	472,460
IV 指 導 奨 励 費	13,885,000 (14,285,000)	11,380,759	2,504,241 (2,904,241)
1 教 化 事 業 費	7,190,000	6,138,026	1,051,974
(1 教 化 費)	1,060,000	764,248	295,752
(2 広 報 費)	1,700,000	1,098,207	601,793
(3 事 業 費)	920,000	706,747	213,253
(4 神 宮 奉 賛 費)	2,860,000	2,890,308	△30,308
(5 育 成 費)	650,000	678,516	△28,516
2 神 社 庁 研 修 所 費	2,860,000	1,768,289	1,091,711
(1 研 修 費)	2,260,000	1,318,289	941,711
(2 研 修 奨 励 費)	600,000	450,000	150,000
3 祭 祀 研 究 費	1,115,000	773,609	341,391
4 各 種 補 助 金	2,720,000 (3,120,000)	2,700,835	19,165 (419,165)
(1 神 政 連 関 係 費)	150,000	150,000	0
(2 神 青 協 補 助 金)	500,000	500,000	0
(3 氏 青 協 補 助 金)	100,000	100,000	0
(4 県 教 神 協 補 助 金)	100,000	100,000	0
(5 女 子 神 職 会 補 助 金)	180,000	180,000	0
(6 県 敬 婦 連 補 助 金)	130,000	130,000	0
(7 神 楽 部 補 助 金)	100,000	100,000	0
(8 作 州 神 楽 補 助 金)	30,000	30,000	0
(9 支 部 長 懇 話 会 補 助 金)	200,000	200,000	0
(10 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金)	30,000	30,000	0
(11 神 職 養 成 補 助 金)	700,000	492,655	207,345
(12 教 導 師 関 係 費)	500,000	288,180	211,820
(13 地 区 大 会 援 助 金)	0 (400,000)	400,000	△400,000 (0)
V 各 種 積 立 金	4,940,000	4,940,000	0
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,280,000	1,280,000	0
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	3,000,000	3,000,000	0
4 災 害 見 舞 金 積 立 金	500,000	500,000	0
VI 神 社 関 係 者 大 会 費	600,000	418,621	181,379
VII 負 担 金	23,209,950	22,866,878	343,072
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	60,450	60,450	0
2 本 庁 負 担 金	6,649,500	6,649,500	0
3 本 庁 特 別 納 付 金	13,550,000	13,334,608	215,392
4 支 部 負 担 金 報 奨 費	2,950,000	2,822,320	127,680
VIII 渉 外 費	555,000	432,250	122,750
1 友 好 団 体 関 係 費	320,000	286,450	33,550
2 時 局 対 策 費	100,000	52,500	47,500
3 同 和 対 策 費	135,000	93,300	41,700
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	34,250,000	34,250,000	0
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	6,300,000 (6,500,000)	5,977,832	322,168 (522,168)
1 頒 布 事 務 費	700,000 (900,000)	649,981	50,019 (250,019)
2 頒 布 事 業 奨 励 費	5,600,000	5,327,851	272,149
XI 予 備 費	9,450,050 (11,059,375)	0	9,450,050 (11,059,375)
当 期 歳 出 合 計	134,740,000 (138,134,325)	119,770,604	14,969,396 (18,363,721)
次 期 繰 越 金	0	18,542,664	△18,542,664
歳 出 合 計	134,740,000 (138,134,325)	138,313,268	△3,573,268 (△178,943)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

社報・ホームページを作ろう

徳守神社権禰宣 吉岡 寛人



当社のホームページは平成十八年の秋に開設してより今日に至っておりますが、当初は前年度末にホームページ作成会社に依頼しようというだけで見積をお願いしたところ、あまりの高額に驚き悩んでおりました。丁度、この平成十八年より私が徳守神社に勤めるようになり、ホームページを低額で作成する方法はないものかと

相談を受け、これが最初の仕事となりました。私はホームページ作成の経験はなかったのですが、まずホームページビルダーを購入し時間がかかるものの、意外と簡単に作れるものだったので「目を惹く独特なホームページ」をコンセプトに様々な要素にチャレンジし続け作り上げたのが今のホームページで

す。

当ホームページは由来やご祈祷などの神社として基本的な説明を写真を多く使い紹介しておりますが、これをベースに神前結婚式を紹介や、実際に当社で結婚式を挙げられた方にモデルをお願いし、その時の写真を元に神前式の流れを説明させて頂いたり、社報やコラムの掲載、氏子町内の紹介、津山の観光地の紹介などのページを設け、また、メールフォームを作成し氏子崇敬者の方からのメール相談も受けております。

当社の特徴としては、ホームページに隣接し写真紹介用の「徳守写真館」を設けていることです。ここでは、様々な時期に撮影した境内の写真や祭典の写真を始め、当社で挙式され掲載を希望された方々の写真、特別出張祈願祭として救護施設等で祈願祭をした後に神主が太鼓演奏したときの動画や祭典写真、例大祭の写真と神輿を中心に撮影したご巡幸の動画など紹介しております。

当初のホームページ作成会社での見積は高額でしたが、手作りで作成したホームページで必要になった経費は、ホームページ作成ソフト（ホームページビルダーを使用）の購入とレンタルサーバー

（インターネットに掲載するにあたりデータを収納する場所）を「さくらインターネット」と契約した時の開設費と年間使用料だけです。それも、開設費と年間使用料を合わせても数千円という金額です。ので、依頼すれば十数万円必要だったのを考えると驚きの経費ではないでしょうか。実は、ホームページ作成にあたりパソコンから買い替えたのですが、インターネットにホームページを掲載する時までに必要になった経費は一〇万円を切りました。ホームページ作成は経費もかかると難しいというイメージが強いと思われるのですが、時間はかかるものの最初のコツさえ掴んでしまえば意外と簡単に作成が出来ますし、経費もこれだけ抑えることができます。

ホームページを作成する中で、苦労するのは初めてページを作る事に慣れることと、レイアウトやデザインに悩むことだと思います。メールフォーム等は特別な知識が必要になりますが、それ以外は多少難しい動画掲載などもインターネットを調べれば分かりやすく説明してあります。しかし、一番難儀なのはインターネットにアップして検索されやすくする方法です。これには時間と検索エン

ジン（ヤフーやグーグルの検索ページ）の ISO 対策（検索順位を上げる技術）の知識、他のホームページとの相互リンクなどが必要になります。当社でのリンクは岡山県神社庁をはじめ県内神社のホームページとの相互リンクや、津山瓦版との提携などで検索されやすいように努めています。

なかなか最初は取っ付き難いものではありますが、神社のホームページは時代の流れからも教化効果は期待できるものではないかと考えております。神社それぞれ規模は異なりますが、それに合わせたホームページを作成することで、また違った氏子崇敬者との距離感を縮めることが出来るのではないのでしょうか？

（参考）

ホームページ開設費用及び詳細
契約レンタルサーバー

さくらインターネット株式会社

(SAKURA Internet Inc.)

レンタルサーバーライトプラン

料金 一、五〇〇円／年（税込み）

初期費用 一、〇〇〇円（税込み）

初年度費用合計

二、五〇〇円（税込み）

次年度以降費用合計

一、五〇〇円（税込み）

アイデア神職の奮闘記

「川を渡る

鯉のぼり」

広報部

木山 運嗣

新見市哲多町成松に鎮座する八幡神社・通称諏訪山八幡神社（三上忠男宮司）では、毎年五月五日の子供の日に合わせ、神社で子供祭を執行し、神社から一〇〇メートル程離れた川に子供の成長を願って沢山の鯉のぼりを揚げています。

この催しは、昭和六十三年から



皁月の空にはためく100匹の鯉のぼり

三上宮司の父である先代宮司の発案で始められた。当時は神社の駐車場脇にロープを引いて、五十四程度揚げていたが、周りの樹木が段々と大きくなり、折角揚げた鯉のぼりが見えなくなってきたので、三上宮司が現在の場所に変更した。

平成七年、この催しを実施するにあたり、一気に規模を拡大することとして、神社の側を流れる本郷川に目を付けたのである。この川面に沢山の鯉のぼりが空を泳ぐ姿が映ればどんなに美しいことか。

早速、沢山の鯉のぼりを川に渡す方法を総代や氏子に相談した。

長さは約一〇〇メートル、かなりの高さで強度が必要である。そこで電柱の支柱を四本立てて、その支柱にワイヤーを架けることにして、上げ下ろしの作業を考慮し、滑車も付けた。

鯉のぼりは一メートルから一メートル五〇センチ間隔で、ワイヤーに結び付けることにした。

さて、次は肝心の鯉のぼりだ。宮司自ら又は総代に依頼して氏子に古くなった鯉のぼりを寄贈していただくことにした。氏子の申し出や氏子外からの協力もあり、一〇〇匹を超える鯉のぼりが集まって、三上宮司が描いていた通りの、川を渡り一〇〇メートルの長さに一〇〇匹の鯉のぼりが泳ぐ一大パノラマが広がったのだ。

鯉のぼりは、五月五日の子供祭に向けて準備にかかり、十日前から揚げられ、当日は、案内した氏子内の幼稚園から小学校六年生までの子供五十人余りが保護者と共に神社に向かい、三上宮司の下で参列した子供の健やかな成長を祈る子供祭の祭典が執行される。

祭典が終わると、お菓子が配られ、神楽や手品、音楽鑑賞やビンゴゲームなどが催され、神社で楽しい一日を過ごすのである。

この川を渡る大鯉のぼりを始め

こだわりの社

第十八回

沖田神社

(岡山市中区沖元)

宮司 秦 俊治

てからは、氏子の人々も毎年五月が来るのを楽しみにしており、噂を聞いて見物に来る人や、通り掛かった人々が珍しさもあって、記念撮影をする人が後を絶たない。ただ、苦勞することは、古い鯉のぼりなので綿で作られている物

が多く、強い風が吹いたり、雨が降ると鯉のぼりを吊った紐が絡まってしまふので、外すのに数人の手が必要になる。今後も、この川を渡る大鯉のぼりは、成松地区の風物詩として、末永く続いて行くであろう。

岡山市中区沖元に鎮座する沖田神社は、沖新田の産土神として勧請され現在地に鎮座して三〇〇年経ちました。この神社を祖先から受け継ぐ「心の拠りどころ」として尊び敬い大切に守ってきました。しかし旧拝殿は幾度も改修工事を重ねてきましたが、永年風雨にさらされ柱等の腐食が目立ち、老朽化が著しく激しくなっていま



拜殿から幣殿を望む

平成二十一年に鎮座三〇〇年を迎えることから、総代会において協議を重ね、また専門家による現状の実態調査をしてもらいました。そのような経緯から、総代

会の賛同を得て、平成十八年十月に建て替えの決議がなされました。早速翌年の平成十九年三月に各委員会を立ち上げ、同年五月に趣意書を作成して組織が動き出しました。

拜殿は旧拜殿の様式を基として、権現造とし祝詞殿・内拜殿・外拜殿の様式をすることと決めました。百間川の傍にあるためよく水災害に遭っているのです、高潮洪水予防として旧社殿より一メートル高くして三メートルの高さに拜殿を建て替える設計としました。設計・監修は神社仏閣専門業者で長野県にある(株)中村建築研究所にお願ひしました。施工業者は、地元の株式会社石原工務店で施工



改築された社殿

をするようになりました。神社建築は専門でないので、同社が下請けで使っている奈良県の宮大工が施工を行いました。基礎はお城のように石垣を積んでやる予定でしたが、境内地は干拓地であり地盤が悪く建築基準法では認可が下りないため、土台を

コンクリートで行い全面を石張りで施工しました。

材木を選定するにあたり、総代並びに委員会のメンバーと一緒に材木の選定をしに現地まで足を運んで選定を行いました。柱は一尺二寸と二尺の円柱とし吉野檜を使用したしました。向拝柱は一尺一寸の各柱と虹梁・壁板・濡縁・建具は木曾檜を使用いたしました。檜を使うことにより長く持たせることは言うまでもありませんが、仕上がりが木のぬくもりと美しさを求めて使うことを決めました。金具一式は地元業者の(榎藤原組)に依頼をし、全ての金具に金箔張りを施しました。

彫刻については、日本での彫刻師がいないため中国の仏師に依頼しました。向拝柱には龍・正面には虎を配置しており、家庭円満を表しています。拝殿には、獅子・獏の彫刻を二十三体配置しました。獏は鉄鋼を食べると言われ、戦争などがあると鉄がなくなるので、平和の象徴として崇められています。当神社は、氏子地域が東新田・西新田に分かれているため、東面・西面に向けて取り付けて氏子を見守っているようにしました。かえる股には龍の彫刻を全て施しました。

屋根は銅板葺にするか瓦で葺くか迷いましたが、長く持つという点から瓦で葺くこととしました。瓦についても総代並びに委員会のメンバーと一緒に工場見学をしました。瓦は美濃瓦を使うこととしました。通常の瓦だと八〇〇度で焼きますが、美濃瓦は一、二〇〇度で焼かれるため八〇〇年もつと言われています。瓦葺職人も美濃から来て葺いてもらいました。屋根の棟には一対の金箔の鯨銚を据えています。金箔の鯨銚は約一メートルの高さがあり、全国的にも珍しく数ヶ所しかないようです。また、巴蓋には金箔の鳳凰と亀を据えています。これは天まで願いが届くようにとの思いで据えました。

拝殿下の一階は参拝者休憩所・神符授与所・古神札納札所を設けています。お年寄りや身体の不自由な方々のためにエレベーターを設けており、参拝者から好評を得ています。

一世一代の大事業となりましたが、旧社殿よりも良いものを造り、良質な材料と高度な技術により、後世に自慢の出来るものが出来たのは、氏子の皆様の協力と総代・役員御努力によるものと、宮司として感謝する次第です。

いづも伊勢まいり

吉備津彦神社 権禰宜 石 井 満 崇

この度、私は去る八月二十四日から二十六日の間、「いづも伊勢まいり」のスタッフとして、前年に引き続き参加させていただき、子供たち三十名とともに多くのことを学んだ。ちなみに、今回の参加者は半数以上が女子であった。行程は、初日は二見興玉神社への正式参拝ののち神宮会館へ宿泊、二日目は伊勢ご両宮へ正式参拝、おかげ横丁散策と鳥羽水族館に立ち寄って自由行動、三日目は奈良県春日大社への正式参拝ののち帰岡。というスケジュールである。バスのなかではクイズやゲームをして過ごし、特にピンゴは楽しかったのか、大はしゃぎであった。

初日には、参宮へ向かう旅人たちが古来立ち寄ったという二見興玉神社に正式参拝し、藻塩草という特別な海藻の付いた幣串でお祓いをしてもらい、巫女の舞を拝観した。その日は神宮会館にて宿泊。二日目は朝六時に起床、爽やか

な朝の外宮に正式参拝。この日は早朝より雨で、傘が手放せないような天気であった。長い玉砂利の参道を通ってご正殿前に到着後、神職より御塩にてお祓いののち、外玉垣南御門の辺りにて代表にあわせて拝礼し、無事参拝をすませた。



雨中内宮に参拝する参加者



神楽殿前での記念撮影

朝食後、今度は内宮へ正式参拝のため出発、まだ静かなおかげ横丁を通って、宇治橋前へ。神宮の神職さんに先導いただきながら真

新しい宇治橋を渡る。五十鈴川の増水のため、御手洗い場では水がとれなかったが、説明をしてもらう。無事ご正宮前に着いて、外

宮同様にご正式参拝。ご正宮前では、外宮と内宮の外観の違いなどを教えていただき、さらに荒祭宮へも参拝。子供たちも何か感じるのか、森厳な空気に緊張した面持ちであった。参拝の後はお楽しみ時間、恒例のおかげ横丁の散策、そして鳥羽水族館の見学を楽しんだ。翌日は、春日大社に参拝。正式参拝ののち、「林檎の庭」前で記念撮影。若草山で

は、みんなが大好きな鹿たちに鹿せんべいをあげる光景はほほえましかった。

今回の参拝では、式年遷宮が迫っているため、雅楽の体験学習がなかったのと、雨天時の参拝ということが前回と違うところであつたが、子供たちは別段くたびれた様子もなく、元気に旅の目的を果たした。

話は変わるが、他府県の取り組みを見てみれば、京都府神社庁においては、毎年「子ども参宮団」を編成している。当初より百名以上の参加者で、本年は保護者を含

めて二百四十人の大所帯だそうである。神宮では参拝後、古殿地の清掃を奉仕し、その後御殿場浜で潮干狩りを楽しむという行程は、当初より変化していないという。

もちろん、都市部であるから参加者が多いのは普通であるから、さしたる変化がない上に参加者が増えていることを見れば、地道な活動が大きく実つた一例ではないだろうか。

「継続は力なり」という。今後ともこの「こども伊勢まいり」を通じて、多くの子供たちが神宮、ひいては神社の良さを体験してくれることを願う次第である。

新住宅地への大麻頒布活動

—総代長として

小田郡矢掛町下高末
諏訪神社 前総代長 中村文春

私達の氏神様である諏訪神社は、小田郡矢掛町下高末に鎮座していますが、数年前には美川という地区に新しい住宅地ができ、十戸の町内会が誕生しました。

やがて、その住民たちも地域の行事をはじめ、氏神様の秋祭の神楽見物や子供神輿などにも参加するようになり、町内会長さんとも自然に話をするようになってきま

した。

当時、諏訪神社総代長の任についていた私は、世間話のついでに折にふれてはお伊勢様の「大麻」の話をしてみたのですが、町内会長さんは不思議そうな顔をされるだけでそれ以上の話には到りませんでした。

ある日のこと、その町内会長さんが「大麻の普通とか、中とか大とか、いったいどういう意味ですか？」という質問をしてこられたのです。私はこの時ばかりと説明いたしました。昔からこの地域ではお伊勢様の「大麻」と呼ばれるお札が氏神社を通じて各戸に頒布されること、そのお札には普通・中・大と三種類の大きさがあること、そしてその「大麻」は私達にとつて心の拠り所であり、一年間の家内安全・無病息災を願う神棚に納めることなどを切々と。

すると町内会長さんは、お伊勢様の「大麻」について町内の集会で説明してみると言ってくださったのです。

私はありがたい思いで一杯になりました。先程の説明でどれだけご理解いただけたか心配もありましたが、ここは町内会長さんにお任せすることにしました。

その後、早速その年から「大麻」

を受けてくださるご家庭が出てきました。町内会長職は二年で交代しますが、私はその都度、新しい会長さんのお宅を訪問し同様のご理解をお願いしました。

現在では町内会長さんの奥様が、申込書までつけた「大麻」紹介文を町内に配布してくださり、少しずつではありますが大麻頒布が進んできています。その文書を見せていただいたとき、私は感謝と感激で胸が熱くなりました。

今後ともより多くの家庭で「大麻」を受けていただき、お伊勢様を敬う精神が子供達へと受け継がれていくことを心より願ってやみません。



県神社関係者が行った東日本大震災支援活動

- (1) 神社本庁による義捐金の募集依頼を受け、各神社及び支部では社頭に義捐金箱を設置したり、支部、神社または神職、総代等が義捐金を送った。
 バザーや音楽祭を開催して義捐金を募集した神社もあり、その総数は八月三十一日現在で四二〇件。総額一四、五七四、七七六円となっており、現在も追加寄附は続いている。
- (2) 神社界以外への義捐金協力を全宮司に依頼し、日本赤十字社、山陽新聞社会事業団、アムダ等に神社や各種団体から直接持参した。
- (3) 県神社庁として山陽新聞社会事業団に義捐金一〇〇万円寄附を行い、笹井庁長が持参した。
- (4) 宮城県神社庁を通じて被災者に氏子からの支援米五〇kgを提



岩手・小籠神社 (神社新報社提供)

- (5) 被災神社の支援として「いのうえ杜寺工匠」が県神青協を通じて、ヒバ材、銅板葺きの屋外用社殿(小社)一〇棟を被災神社に寄附した。
 九月十二日、神社庁にて社殿の清祓を行い、両備グループの協力により、大型トラックでの運送を行った。
 全国の神社庁から神社本庁へ集められた義捐金及び配分及び被災状況は次表の通り。

東日本大震災における被災状況及び義捐金贈呈額

No.	被災都県	社殿の全・半壊	その他建物の損壊	工作物の損壊	被災神社数	第 1 次贈呈額	第 2 次贈呈額	合 計
1	宮城県	68社	86社	165社	319社	247,110,000円	71,280,000円	318,390,000円
2	福島県	56	461	398	915	339,420,000	97,900,000	437,320,000
3	岩手県	21	107	147	275	128,710,000	37,130,000	165,840,000
4	青森県	0	4	9	13	650,000	210,000	860,000
5	山形県	0	4	15	19	860,000	260,000	1,120,000
6	東京都	0	120	156	276	13,040,000	3,750,000	16,790,000
7	神奈川県	0	9	16	25	1,200,000	350,000	1,550,000
8	埼玉県	2	52	150	204	10,780,000	3,120,000	13,900,000
9	群馬県	3	15	67	85	6,290,000	1,820,000	8,110,000
10	千葉県	12	56	229	297	23,610,000	6,810,000	30,420,000
11	茨城県	89	664	620	1,373	142,640,000	41,140,000	183,780,000
12	栃木県	49	222	420	691	73,740,000	21,260,000	95,000,000
13	山梨県	0	5	8	13	600,000	180,000	780,000
14	静岡県	0	10	30	40	1,770,000	520,000	2,290,000
15	長野県	6	8	6	20	6,110,000	1,760,000	7,870,000
16	新潟県	3	4	13	20	3,470,000	1,010,000	4,480,000
合 計		309	1,827	2,449	4,585	1,000,000,000	288,500,000	1,288,500,000

神職の死者・行方不明者 宮城県：死者 4 名、福島県：死者 1 名・行方不明者 1 名、岩手県：死者 2 名

福島県原発避難地域の神社は 243 社

神社義捐金の総額は 1,288,445,305 円であったが、神社本庁が 54,695 円を補填して 1,288,500,000 円を 16 都県に贈呈した。

この表の被災状況は 7 月 15 日現在、義捐金贈呈額は 9 月 7 日現在のものである。

神社庁支部の

再編成の経緯

岡山県神社庁は、長年に亘って支部の再編成について審議を重ねて参りました。この度の支部の再編成では支部の格差是正、神社庁運営経費の節減を目指して平成十九年から本格的に論議を始めました。これまでに神社庁役員会、総務委員会、支部長懇話会、支部長会などの会合を開催して意見聴取、討論を重ね、その審議内容を踏まえて再編成の案を作成しました。

再編成は次のような経過を経て、現在は、最終案を神社庁支部、神社総代会支部において検討して戴いております。

◎平成二十二年九月開催の

役員支部長会

平成二十二年九月に開催した岡山県神社庁の役員と支部長の合同会議に A 案・B 案という二つの再編案を提示しました。

この二案は現在使用している支部の線引きを解体して、現行の市町村の行政区画の線引きによって支部を再編成するということを基

本としたものであります。この日の会議で検討した結果、次の会議までに A 案、B 案に対する支部役員の意見を支部長が取りまとめをすることとなりました。

◎平成二十三年二月開催の

役員支部長会

前回の役員支部長会の後、全支部長に A 案・B 案に対する意見を文書で回答を求めたところ、邑久西大寺支部から現在の支部同士を統合する新しい案の提案がありました。

神社庁役員会で審議した結果、総務委員会において現在の支部同士を統合する案も作成することとなり、邑久西大寺支部の案を元にして作成したものを C 案、総務委員会で作成したものを D 案として役員支部長会に提示しました。

この日の会合で C 案を除いた A・B・D 案を支持する声が多く、A・B・D 案のどの案に賛成するのか自分の支部の意見を支部長懇話会までに支部長が取りまとめるよう決定しました。また、便宜上、これ以降は D 案を C 案と名称変更しました。

◎平成二十三年五月開催の

支部長懇話会

支部長懇話会に本年のみ神社庁役員が出席し、これまで開催して

きた役員支部長会と同じ顔触れで会議を開催しました。

各支部長からの案を支持するの意見発表があり、どの案も支持しないとする支部もありましたが、C案を支持する支部が多数を占めました。

その結果、C案を最終案とし、各支部において検討し、平成二十三年十一月の臨時協議員会において審議することとなりました。

◎平成二十三年九月開催の岡山県神社総代会役員・評議員、岡山県神社庁役員合同会議

最終案を県神社総代会役員・評議員に提示して、再編成の可否について多数のご意見を戴きました。その結果、平成二十四年三月までに最終案に対する支部神社総代会の意見を支部総代会長が取りまとめを行って、四月に岡山県神社総代会役員・評議員、岡山県神社庁役員合同会議を再度開催することとなりました。従って、平成二十三年十一月の臨時協議員会で最終案を審議することは延期しました。

今後は県神社総代会との協議内容を踏まえて、役員支部長会を開催し、最終的な取りまとめを行う予定です。

【B案】



【A案】



【再編案】

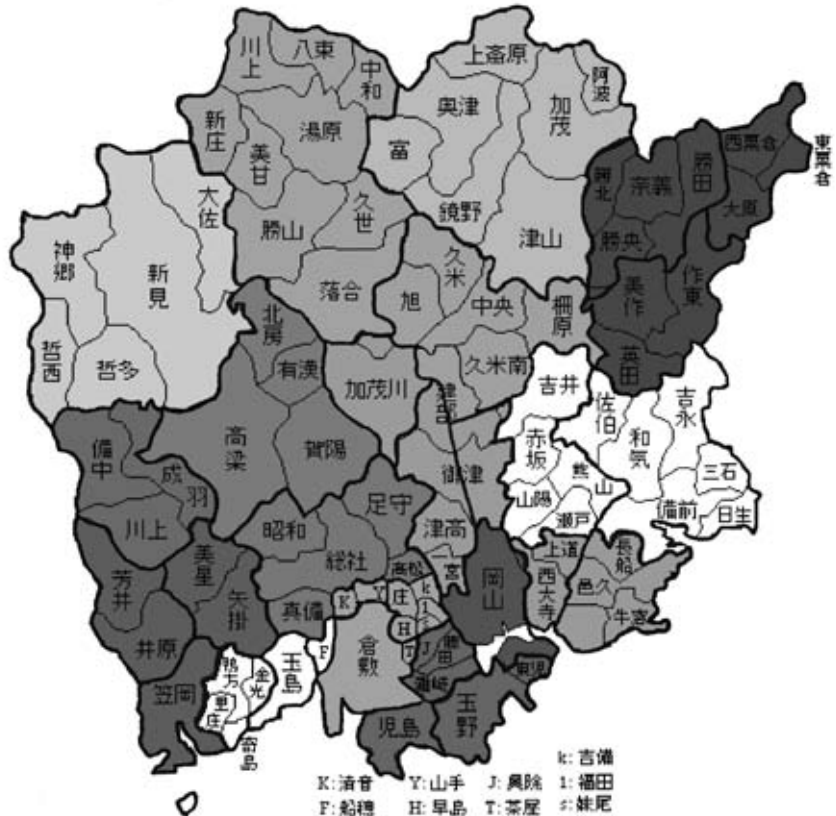
備前	神社数	本務神職数
1 岡山	95	95
2 玉野	28	63
児島	35	15
御津南	42	10
御津北	29	105
御津東	34	5
赤磐	111	170
和気備前	59	12
邑久西大寺	71	26
上道西大寺	25	29
		17

備中	神社数	本務神職数
1 倉敷	55	89
都窪	34	22
2 玉島	24	6
浅口	85	14
笠岡	55	15
3 矢掛美星	46	14
井原	59	20
4 吉備	75	18
5 高梁	82	75
6 川上	57	36
7 新見	128	82
		43
		43
		26
		26
		49

美作	神社数	本務神職数
1 津山	103	103
2 真庭	101	101
3 勝田	55	37
英田	43	44
英北	17	22
久米	74	115
		9
		8
		26

1,622 1,622 601 601

数値は平成23年6月1日現在



K: 清音 Y: 山手 J: 興院 I: 吉備
F: 船穂 H: 早島 T: 茶屋 S: 妹尾

岡山県神社庁災害見舞に関する内規

第一条 この内規は岡山県神社庁（以下「神社庁」という。）管内神社の建物が、天災その他によって生じた損害に対し災害見舞金を贈り、復旧を図ることを目的とする。

第二条 この制度の対象は、当該神社の社殿及び主要建物、工作物、境内地とする。

第三条 災害見舞金（以下「見舞金」という。）の金額は、見舞対象の罹災の程度に応じて次の通りとする。

- イ 被害金額 壹百万円より五百万円未満の場合 金五万円
- ロ 被害金額 五百万円より壹千万円未満の場合 金八万円
- ハ 被害金額 壹千万円より貳千万円未満の場合 金十五万円
- ニ 被害金額 貳千万円以上の場合 金三十万円

2 見舞金の金額は適宜に資金の状況並びに社会情勢等を勘案し、役員会の議決を経て改定することができる。
3 一度の災害で災害見舞金積立金の総額を見舞金の総額が上回るときは、前各号に定める金額を減額することができる。

第四条 前条の災害を受け、見舞金を受けようとする神社は、次の書類を揃え支部経由で神社庁へ被害報告を行う。

- イ 神社被災報告書。
- ロ 復旧にかかる見積書。
- ハ 当該支部長の証明書。

2 当該神社宮司が報告不可能の時は、宮司に代わり支部長が行うことができる。

3 前項適用の場合、支部長の証明書は不要とする。

第五条 見舞金贈呈の可否は神社庁役員会で決定する。

2 役員会は罹災神社の代表者及び当該支部長の出席を求める事ができる。

第六条 見舞金を受け、復旧工事が完了した神社は、復旧工事を完了した報告書を揃え支部経由で神社庁へ完了報告を行わなければならない。

第七条 この制度を運営するために特別会計を設定し、その名称を「災害見舞金積立金」とする。

2 この積立金には毎年適切な金額を一般会計から積み立てる。

第八条 この内規の改廃は、役員会の議による。

附 則

この内規は平成二十三年八月二十六日から施行する。

「神社庁辞令」

七月十一日

祭祀委員会委員を委嘱する

岡崎 瑞枝

八月二十九日

岡山県神社庁協議員を委嘱する

尾崎 友行

関係者大会企画委員会委員を委嘱する

尾崎 友行
小坂 博通

九月一日

岡山県神社庁協議員を委嘱する

小坂 博通



神職任免

就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
23・7・4	津山市上横野	高田神社	本 禰宜	湯浅 宜彦
23・7・26	赤磐市日古木	八幡宮	兼 宮司	佐藤 武文
23・8・1	岡山市北区野田屋町	金刀比羅神社	本 禰宜	間原 一演
23・8・1	久米郡美咲町休石	大洗神社	兼 宮司	瀧本 文典
23・8・11	倉敷市矢部	鯉喰神社	兼 宮司	玉井 利幸
23・9・6	加賀郡吉備中央町豊岡下	天計神社	本 禰宜	杉田 浩章
23・9・12	苫田郡鏡野町香々美	大美彌神社	本 宮司	林 浩平
23・9・12	苫田郡鏡野町真経	香々美北神社	兼 宮司	林 浩平
23・9・12	苫田郡鏡野町越畑	三鏡神社	兼 宮司	林 浩平
23・9・12	井原市美星町西水砂	明剣神社	兼 禰宜	刈谷 勇人
23・9・12	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 禰宜	上西 謙介
23・9・12	岡山市北区上高田	鼓神	社 兼 禰宜	山田 智仁
23・10・6	岡山市北区今	今村宮	本 宮司	今村 忠司
23・10・6	岡山市北区今	今村宮	本 禰宜	今村 倫子
23・10・6	井原市美星町明治	八幡神社	本 宮司	山木 一郎
23・10・6	井原市美星町東水砂	磐裂神社	兼 宮司	山木 一郎
23・10・6	井原市美星町明治	八幡神社	兼 宮司	山木 一郎
23・10・26	総社市窪木	八幡神社	兼 宮司	平田 芳樹
23・10・27	岡山市南区阿津	廣幡八幡宮	本 禰宜	堀 倫久
23・10・27	美作市宮本	讚甘神社	本 宮司	白岩 秀樹
23・11・1	倉敷市上東	八幡神社	兼 宮司	佐伯 正禮

退任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
23・7・26	赤磐市日古木	八幡宮	兼 特任宮司	佐藤 武文
23・7・31	久米郡美咲町休石	大洗神社	兼 宮司	瀧本 正大
23・8・11	岡山市北区吉備津	吉備津神社	本 禰宜	前田 健次

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
23・9・6	総社市窪木	八幡神社	本 宮司	尾関 當補
23・10・5	岡山市北区今	今村宮	本 宮司	今村 倫子
23・10・5	井原市美星町明治	八幡神社	本 宮司	山木 由造
23・10・26	美作市宮本	讚甘神社	兼 宮司	白岩 修治

庁務日誌抄

自 平成二十三年七月一日
至 平成二十三年十一月三十日

七月

- 一日 月次祭
- 四日 神政連県本部監査会
- 五日 神政連県本部役員会
- 祭礼委員会役員会
- 教化委員会役員会
- 特殊神事部会
- 祭祀委員会総会
- 七日 正副庁長会
- 八日 岡山八幡会役員会
- 神青協広報部会
- 祭祀舞部会
- 十一日 県神社総代会監査会
- 県神社総代会役員会
- 教化委員会総会
- 雅楽自主研修
- 雅楽自主研修
- 神青協三役会
- 神青協役員会
- 神青協送作業
- 神政連県本部代議員会
- 研修企画室会議
- 県神社総代会評議員会
- 女子神職会二役会
- 二十一日
- 二十二日
- 二十五日
- 二十六日

八月

- 一日 月次祭
- 三日 雅楽自主研修
- 四日 正副庁長会
- 五日 特殊神事部会
- 九日 育成部会
- 十一日 祭祀舞部会
- 十七日 事業部会
- 十八日 岡山八幡会総会
- 十八日 雅楽自主研修
- 十八日 神青協発送作業
- 二十二日 監査会
- 二十三日 正副庁長会
- 二十四日 女子神職会役員会
- 二十四日～二十六日 こども伊勢まいり
- 二十五日 雅楽部会
- 二十六日 役員会
- 二十九日 県女子青年協議会総会 (於・羽黒神社)
- 三十日 女子神職会研修会
- 三十一日 神宮奉賛部会
- 二十七日 雅楽部会
- 二十七日 祭儀部会
- 二十八日 役員会
- 二十八日 女子神職会役員会
- 二十九日 神宮奉賛部会

九月

- 一日 月次祭
- 二日 特殊神事部会
- 五日 神政連県本部役員会
- 六日 祭祀舞部会
- 六日 神青協役員会
- 八日 女子神職会自主研修
- 八日 育成部会
- 九日 雅楽自主研修
- 九日 総務委員会
- 十二日 神青協復興支援用
- 十二日 お社清祓い
- 十三日 女子神職会広報部会
- 十四日 神職理事役員会
- 十五日 祭儀部会
- 十六日 雅楽部会
- 十六日 神青協神殿清掃
- 二十日 神青協祭式研修会
- 二十日 神宮奉賛部会
- 二十一日 雅楽自主研修
- 二十二日 財務委員会
- 二十六日 総代会役員評議員・神社庁役員合同会議
- 二十八日 大麻暦頒布始奉告祭
- 二十八日 神宮大麻頒布「モデル支部」推進会議
- 二十八日 事業部会
- 三日 月次祭

十一月

- 一日 月次祭
- 四日 教化委員会役員会
- 四日 神青協広報部会
- 七日 雅楽部会
- 七日 役員会
- 七日 身分選考表彰委員会
- 四日 祭祀舞部会
- 二十四日 事業部会
- 二十五日 広報部会
- 二十五日 神青協発送作業
- 二十六日 総務委員会
- 二十六日 雅楽自主研修
- 三十一日 正副庁長会
- 三十一日 世界連邦
- 三十一日 岡山県宗教者大会 (於・さん太ホール)

十二月

- 三十日 月次祭
- 三十日 雅楽部会
- 七日 関係者大会企画委員会
- 八日 臨時協議員会
- 八日 祭祀舞部会
- 八日 特殊神事部会
- 八日 祭儀部会
- 十日 雅楽自主研修
- 十日 女子神職会役員会
- 十一日 教養研修会「神道気学」
- 十六日 雅楽自主研修
- 二十四日～二十六日 伊勢神宮新穀感謝祭
- 二十九日 団体参拝
- 二十九日 世界連邦平和促進
- 二十九日 全国宗教者岡山大会 (於・黒住教本部)



募 集

神社庁フォトコンテスト ～おやしろのある風景～

岡山県には神社本庁包括下の神社が1,623社もあり、それぞれの神社において、地域の特性を生かした祭祀が営まれています。神社庁では、様々な表情を見せる神社の祭りや風景をあなたの視点でとらえた写真を募集しています。プロ、アマを問いませんので、奮ってご応募下さい。

神社庁HP (<http://www.okayama-jinjacho.or.jp/>) にも募集要項を掲載しています。

審 査

岡山県神社庁教化委員会広報部会において審査致します。

発表・展示

平成24年2月入賞者に直接通知致します。優秀作品は岡山県神社庁ロビーに展示します。

賞

- 大賞 1点 賞状、商品券(2万円相当)
- 副賞 2点 商品券(1万円相当)
- 入選 数点 商品券(5千円相当)

応募上の注意

- ◆応募作品は他のコンテスト未提出のものに限ります。
- ◆被写体に人物が含まれている場合、主催者は肖像権の侵害等の責任は負いません。
- ◆入賞作品の著作権は主催者に帰属します。応募作品は、展示等のために、フィルムまたはデジタルデータをお借りする事があります。
- ◆個人情報の取り扱いについて、皆様からお寄せいただいた際の個人情報は、入選通知などの当コンテスト関係のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

募 集 要 項

テーマ

岡山県内の神社の祭りと風景

応募期間

平成23年8月1日～平成24年1月31日

応募方法

写真サイズ(2L～ワイド4切まで)カラー、モノクロ不問。デジタル写真も可能ですが無加工の物に限ります。写真の裏に作品のタイトル、撮影神社、氏名、住所、年齢、性別、電話番号を書いた紙片を貼りつけて応募下さい。応募は一人2点以内。応募作品は返却致しません。

応募先

〒703-8272 岡山市中区奥市3-22
岡山県神社庁教化委員会広報部会宛
TEL 086-270-2122

編集後記

◆東日本大震災から十ヶ月が経過し、仮設住宅には厳しい冬が訪れており、いつ終わるとも知れない、福島原発事故の処理も続いています。この未曾有の災害により、私たちは自然の持つとてつもなく大きな力と、畏怖の念を持つことを忘れてはならないと思います。

◆今号では、皆様方からお寄せ戴きました尊い義捐金を始めとする支援活動とその使途を掲載させていただきました。ご協力頂いた関係者の皆様方に紙上を持って感謝申し上げますと共に被災地の一日も早い復興を祈念致します。

◆震災の復興と共に大きな問題となっているのがTTPです。TTPを実施すれば、輸出業には恩恵がありますが、農業を始めとする国内消費産業には大きな打撃となります。日本の将来を左右しかねないこの問題は、その舵取りを誤ると取り返しのつかないことになる気がします。

◆我々神社関係者の一番の気掛かりは、天照大御神、瓊瓊杵尊、神武天皇と受け継がれた米作りの文化です。この文化を継承するために神社があり、祭りを行っているのです。これだけは譲れないと思うのです。

広報部長 太田